

奈良市採点支援システム仕様書(案)

1. 品名

採点支援システム

2. 提供場所

発注者が指定する場所

3. 調達数

利用生徒数:7763 人(中学生 6929 人・高校生 834 人)

利用教職員数:650人(中学校 588人・高等学校 62人)

校 数:23 校(中学校 22 校・高等学校 1 校)

4. 提供開始期限

中 学 校:2025 年 10 月1日から 2028 年 9 月30 日まで(サービス提供期間:3 年分)

高等学校:2025 年 12 月1日から 2028 年 9 月30 日まで(サービス提供期間:2 年10か月分)

なお、高等学校については、共同調達の後、契約は別途行う。

5. 目的

教員の労働時間削減、および、教育の質の向上を目的としたシステムの導入を行うものとする。

6. 利用条件

(1)利用対象校は中学校 22 校及び高等学校 1 校とする。

(2)利用対象校の教員全員が使用できること。

(3)本システムはクラウドサービスとし、ブラウザで動作すること。

(4)別途機能を実現するためにアプリケーションのインストールが不要であること。

(5)学校単位のライセンスとし、1 つの学校内での利用人数や答案用紙の取り込み枚数に制限がないこと。

(6)端末の利用環境等の詳細は次の通りである。本環境で利用できること。

1.基本 OS:ChromeOS および Windows11

2.ブラウザ:Google Chrome

3.スキャナ:学校にあるものを利用することから、一般的に利用されているスキャナに対応すること。

利用端末の OS・ブラウザのバージョンアップを行った場合でも、システムで通常利用できるよう対応を行うこと。

7. 機能要件

別紙機能要件一覧を参照すること。

8. システムの導入実績

安定稼働を求めるため、クラウドサービスとして、中核市以上の自治体での一括導入実績があること。

9. 活用支援業務

(1)運用、操作に関する操作説明会を実施し、システムを使用するにあたっての支援をすること。

(2)操作説明会の内容、資料準備については、あらかじめ教育委員会担当者と協議すること。

(3)マニュアルは PDF だけでなく、操作をわかりやすく説明する動画も提供できること。

(4)学校別の利用率等、利用状況を定期的に報告すること。

(5)利用率が低い学校に対して、個別ヒアリング・サポートなど継続利用を支援すること。

- (6)教員が採点支援システムに蓄積されたデータを活用して指導ができるよう、アウトプットされるグラフや帳票から、データ分析に不慣れな教員であっても、解説が必要な問題を発見したり、指導が必要な生徒に気づけたりするためのスキルアップの支援や提案ができること。
- (7) アカウント情報の自治体一括での更新作業が困難な場合、当該情報に基づくアカウント情報の移行・設定作業を事業者にて行うこと。ただし、Google アカウント等作業に必要な情報は本市より提供するものとする。

10.保守・管理

- (1)学校からの操作問合せを受けるコールセンターを有すること。
- (2)電話受付の対応時間は平日9時から 18 時までとする。(ただし、祝日・年末年始・お盆期間を除く)
- (3)採点業務が集中する時期には、対応時間の延長や増員の相談に応じることができること。
- (4)システムのバージョンアップや保守作業等を理由に計画停止を行う場合は、2週間前までに利用者へ通知すると共に、学校の定期考査に影響が無いよう実施すること。
- (5)システムによるエラー監視は常時実施していること。
- (6)一定期間、アカウントごとの操作履歴を保存しておくこと。
- (7)システムに不具合が発生した際には、速やかに適切な処置を行うこと。
- (8)不測の事態が発生した場合、自治体と協議の上、クラウドサービス事業者は現地での対応を行うこと。
- (9)自治体一括での年次更新作業ができない場合、事業者による年次更新に対応すること。

11.セキュリティ対策・BCP

- (1)適切なウイルス対策及びマルウェア対策を行い、情報の改ざん、毀損及び漏えいなどを防止すること。
- (2)当自治体用に URL を作成し、グローバル IP アドレスにてアクセス制限を実施すること。
- (3)学校を超えたデータ閲覧が発生しないように、適切なアクセス制限を行える環境とすること。
- (4)サービス提供事業者は、ISO/IEC27001(情報セキュリティマネジメント規格)を取得していること。
- (5)システムを搭載するクラウドは、ISO/IEC27017(クラウドサービスの情報セキュリティ)を取得していること。
- (6)クラウドに保存されるデータは暗号化すること。
- (7)情報資産を破棄する場合は、復元困難な状態とすること。また、消去証明書を提出すること。
- (8)SSL サーバ証明書を導入し、利用者からの通信はすべて暗号化すること。

12.その他

本仕様に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。